

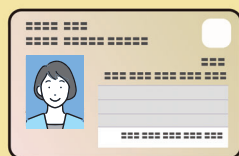
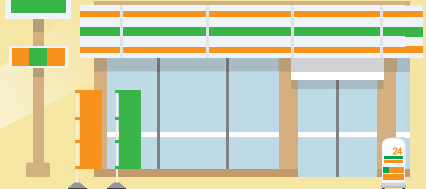
# コンビニで証明書を 取得しよう!

令和7年度限定で、コンビニエンスストアでの  
証明書発行手数料を大幅に引き下げています。

証明書発行手数料



24



住民票の  
写し  
**10円**  
通常300円

印鑑登録  
証明書  
**10円**  
通常300円

所得証明書  
**10円**  
通常300円

課税証明書  
**10円**  
通常300円

## コンビニ交付サービス10円キャンペーン 3月31日(火)まで (毎日6時30分~23時) ※システムメンテナンス日を除く

### 利用に必要なもの

- マイナンバーカード ● 手数料10円
- 電子証明書の暗証番号(数字4桁)

### 利用方法

- ① コンビニのマルチコピー機で「証明書交付サービス」を選択
- ② マイナンバーカードを置き、暗証番号を入力
- ③ 必要な証明書と枚数を選択
- ④ 料金を支払い、発行された証明書を受け取る

詳しくは動画をご覧ください▶



窓口で長時間待たずに、近所のコンビニで手軽に証明書が取得できます。この機会にぜひコンビニ交付を利用してください。

### 注意事項

- 住民異動や戸籍の届出、税の修正申告後は、内容の反映に数日かかることがあります。
- コンビニで発行された証明書は、窓口発行のものと同様式や字体が異なる場合があります。
- 一度発行された証明書の交換や手数料の返金はできません。
- 手数料免除対象の人は、市民課窓口で手続きをお願いします。
- 住民票などの発行制限をしている人、成年被後見人の人などはコンビニ交付を利用できません。
- マイナンバーカードの作成や更新などの手続きをすると、コンビニ交付が一時的に利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 証明書記載字数に一定の制限があります。制限を超える場合はコンビニでの発行ができませんので、窓口で手続きをお願いします。
- 4桁の暗証番号を連続で3回間違えるとロックがかかります。その場合は、市民課窓口で暗証番号の初期化、再設定の手続きが必要になります。

問 市民課 市民年金係 ☎85-7137

# ようこそ 市民課窓口へ

## 戸籍証明書などの請求が もっと便利に!

戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)などの証明書は、  
本籍地以外の市区町村窓口でも取得できます。

遠隔地にある本籍地の戸籍も最寄りの窓口で  
まとめて請求できます。

ただし、電子化されていない戸籍、一部事項証明書や個人事項証明書、戸籍の附票、身分証明書などは請求できません。

本籍地が遠くでも  
近くの窓口で  
手続きができる!



### 請求できる人

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 父母・祖父母など直系尊属
- ④ 子・孫など直系卑属

### ※注意事項

相続など複数の戸籍を必要とする場合、交付までに時間がかかる場合があります。時間に余裕を持って手続きをお願いします。

さらに

市では  
2月1日から  
交付開始

「独身証明書」も  
広域交付の対象となります

請求できる人 本人のみ

市役所で申請できる  
ようになりました



### 請求方法

上記の「請求できる人」が市区町村の窓口で請求してください。

※委任状での代理人請求、第三者請求、郵送やきょうだ  
いによる請求はできません。

### 請求に必要な書類

官公署発行の顔写真付き本人確認書類いずれか1点

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート など